

令和8年度「関係人口」要件〔市町村別一覧〕

No.	市町村名	関係人口要件 ※詳細は各市町村窓口にご確認ください。
1	徳島市	<p>【支給対象者の要件】のいずれも満たすもの、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>1. 徳島市ふるさとワーキングホリデーまたは徳島市移住体験ツアー参加者、もしくは転入前に、移住交流支援センターに移住相談を行った者または移住交流支援センター公式LINEに登録した者。</p> <p>2. 徳島県内に事業所を有する法人に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者、もしくは個人で事業を行う者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>1. 農林水産業に就業する者。</p> <p>2. 保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光、製造業、または商業に就業する者。</p>
2	鳴門市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳴門市の移住体験事業（「半農半X」推進シェアハウス事業等）に参加経験を有する者。 ・鳴門市の移住起業推進事業（NARUTO BOOT CAMP等）に参加経験を有する者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業及び保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光への業種に就業する者。 ・起業し、鳴門市内に事業所を設置する者。
3	小松島市	<p>（4） 関係人口に関する要件</p> <p>申請者又は申請者の同一世帯の者が、次に掲げる（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）、（ウ）、（エ）の事項のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア） 転入前に、小松島市が設置する移住に関する相談窓口で相談を行った記録があること。</p> <p>（イ） 就業先（官公庁を除く）の事業所が徳島県内に所在し、転勤、出向、出張、研修等による就業先の変更ではなく、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している者で、当該就業先に移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>（ウ） 新たに小松島市内において法人の設立又は事業所の市内への移転又は個人事業の開業の届出を行った者であり、開業の届出を行った事業が公序良俗に反しておらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。</p> <p>（エ） 農林水産業へ就業していること。</p>
4	阿南市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に転入した日から遡って6ヶ月前までに「EARTH SHIP CREW ANAN」に登録をしている者 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除き、徳島県内に本社や営業所等の事業拠点を有する企業に就業すること ・個人事業主については、営業・営農等の実態を確認できる書類を提出すること <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・徳島県が定めた人材確保が困難な業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）に就業する者。
5	吉野川市	<p>下記【支給対象者の要件】と地域の担い手確保の要件の両方に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】（関係人口）</p> <p>申請者又は申請者の同一世帯の者が、次に掲げる（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）、（ウ）又は（エ）の事項に該当すること。</p> <p>（ア） 当該補助金申請前に、吉野川市が設置する移住に関する相談窓口で相談を行った記録があること。</p> <p>（イ） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>（ウ） 当該法人等に申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>（エ） 吉野川市内において個人事業の開業又は法人の設立又は事業所の市内移転を行っていること。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・人材確保が困難な業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）に就業する者。 ・家業等へ就業する者。（※家業の業種が前述の人材確保が困難な業種に含まれる場合に限る。） ・吉野川市や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。

令和8年度「関係人口」要件〔市町村別一覧〕

No.	市町村名	関係人口要件 ※詳細は各市町村窓口にご確認ください。
6	阿波市	<p>【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内に阿波市にふるさと納税を行ったことがある者。 ・過去に阿波市の住民基本台帳に記録があった者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業している者。ただし、自ら農林水産業を営んでいる者若しくは、週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業している者に限る。 ・保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業又は観光のいずれかの業種に就業している者。ただし、週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業している者に限る。
7	美馬市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>移住後に就労（※1）が伴う者で、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市へのふるさと納税を20,000円/年×2年以上行った者 ・ふるさと美馬ファン倶楽部会員であり、同制度を2回以上利用した者 ・本市の固定資産税の納税義務者であり、いままで固定資産税の滞納が無い者 ・本市に3親等以内の親族が複数年在住している者 ・近畿美馬市ふるさと会の会員であり、会費の滞納がない者 ・本市のおためし住宅もしくはサテライトオフィス体験施設を利用したことがある者 ・元市民である者もしくは、市内の学校に通っていたことがある者 ・現在2地域居住として美馬市を利用している者 <p>※1・・・就業に関しては雇用形態は問わない。また起業した者、就農した者等個人事業主に関しては、個別に判断することとする。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業している者。 ・家業等へ就業している者。 ・その他、社会通念上職業と認められないものを除き、就業している者。
8	三好市	<p>(4)関係人口に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。</p> <p>ア 支給対象者の要件 三好市の地域の人々と関わりを有する者であって、本人又は3親等以内の親族が三好市出身である者</p> <p>イ 地域の担い手確保の要件 次に掲げる(ア)から(イ)のいずれかに該当し、(ウ)及び(エ)を満たすもの。 (ア) 三好市内で農林水産業に就業する者。 (イ) 三好市内で家業等へ就業する者。 (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
9	勝浦町	<p>関係人口要件のいずれかに該当し、かつ就労要件又は地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。</p> <p>○就労要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝浦町内で就職または勝浦町に居住し町外で勤務する者。 ・勝浦町内で起業した者。 <p>○関係人口要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田舎トライアルハウス坂本家を利用したことがある者。 ・勝浦町出身の者。 ・過去3年以内に勝浦町へふるさと納税を行った者。 <p>○地域の担い手確保の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

令和8年度「関係人口」要件〔市町村別一覧〕

No.	市町村名	関係人口要件 ※詳細は各市町村窓口にご確認ください。
10	上勝町	<p>【地域の担い手確保の要件】 上勝町や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、上勝町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>（ア）シェアハウスの利用や移住体験住宅に入居をしたことがある者で、転入時50歳未満であること。</p> <p>（イ）上勝町内で就業する者で、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと、及び週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること、並びに申請時から5年以上、上勝町内で継続して就業する意思を有していること。</p> <p>※上勝町内で就業する者には農林水産業への就業を含む</p>
11	佐那河内村	<p>1.佐那河内村ふるさと住民票を持っている者であって、徳島県内で働くことが決まっている者。</p> <p>2.農林水産業、保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光、家業等の業種に就業する者。</p>
12	石井町	<p>【支給対象者の要件】のいずれにも該当する、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>（ア）石井町内の学校（小中学校、高等学校、大学等）を卒業した者または転入前5年以内に石井町にふるさと納税を行った者。</p> <p>（イ）町税の滞納がない者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>（ア）農林水産業に就業する者。</p> <p>（イ）家業等へ就業する者。</p> <p>（ウ）徳島県が定めた人材確保が困難な業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）に就業する者。</p> <p>（エ）起業し、石井町内に事業所を設置する者。</p>
13	神山町	<p>【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入前に、神山町が設置する移住に関する相談窓口で相談を行った記録がある者。 ・神山町へのふるさと納税を10,000円/年×2年以上行った者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除き、新規で神山町内で就労している者。
14	那賀町	<p>本事業における関係人口に関する要件 次に掲げる（ア）の要件を満たし、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）転入時に那賀町内での就労(企業含む)が決まっており、過去に那賀町おためし住宅を利用したことがある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者 ・家業等に就業する者 ・徳島県が「特に人材確保が困難な分野」として挙げている業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）に就業する者
15	牟岐町	<p>就労要件のいずれかに該当し、かつ関係人口要件のいずれかに該当すること。</p> <p>○就労要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牟岐町内で就職または牟岐町に居住し町外で勤務する者。 ・牟岐町内で農林水産業または家業等に従事する者。 <p>○関係人口要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牟岐ふるさと会に登録している者。 ・牟岐町出身の者。 ・過去3年以内に牟岐町へふるさと納税を行った者。 ・その他牟岐町の関係人口の取り組みに参加したことがある者。

令和8年度「関係人口」要件〔市町村別一覧〕

No.	市町村名	関係人口要件 ※詳細は各市町村窓口にご確認ください。
16	美波町	<p>下記【関係人口としての要件】の全てに該当し、【地域での担い手としての要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【関係人口としての要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降に美波町、一般社団法人みなみ阿波観光局または徳島県が主催する移住交流等のイベントに参加し、美波町に宿泊した者。 ・転入時の年齢が50歳未満の者。 <p>【地域での担い手としての要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家業へ就職する者。 ・農林水産業、保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食業、宿泊業関連等に就業する者。 ・美波町や地域づくり団体等が関わる地域資源の活用や維持管理等の地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加する者。 ・美波町内で起業した者、就農した者等個人事業主または法人であること。 <p>※ただし、就業に関しては雇用形態は問わない。</p>
17	海陽町	<p>【関係人口要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入前に、海陽町が参加する移住相談会で相談経験がある者で、町内事業者に就職する者。 <p>【地域での担い手としての要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県人材確保戦略会議で「特に人材確保が困難な分野」として挙げている業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）に就業する者。 ・家業へ就業する者 ・就業に関しては雇用形態は問わないが、就業先が、海陽町内に事業所を有する個人事業者または法人であること。 ・農林水産業に就業する者
18	松茂町	<p>漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く松茂町に関わりをもつ者として認められる者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>① 漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く松茂町に関わりをもつ者であることの根拠となる書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>② 転入後、松茂町内において新たに専業として漁業及び水産加工業に就業し、申請時において連続して3か月以上その就業が継続している状況を確認することが可能な書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>③ 松茂町内の漁業協同組合の正組合員の資格を有し、就業して1年以内で年齢50歳未満の者であること。</p> <p>④ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して松茂町内で就業する意思を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松茂町内の農林水産業に就業する者。 ・就業先が、松茂町内に所在する法人等(法人、個人事業主又はそれに類する雇用組織をいう。)の事業所であること。ただし、徳島県が特に人材確保が困難な分野（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）として挙げている業種であること。
19	北島町	<p>次に掲げるア、イのいずれにも該当し、かつウからオまでのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までに本町へふるさと納税を年間10,000円以上（2年以上）行っていること。</p> <p>イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>ウ 町内の農林水産業へ就業する者</p> <p>エ 町内において家業へ就業する者</p> <p>オ 徳島県が「特に人材確保が困難な分野（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）」として挙げている業種に就業する者</p>

令和8年度「関係人口」要件〔市町村別一覧〕

No.	市町村名	関係人口要件 ※詳細は各市町村窓口にご確認ください。
20	藍住町	<p>下記【支給対象者の要件】のすべてを満たし、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藍住町へのふるさと納税を10,000円/年以上×2年以上行った者。 ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・ 転入後、藍住町内で就業し、申請時において連続して3か月以上その就業が継続しており、かつ3か月以上就業が継続している状況を確認することが可能な書面又は資料等の提出が可能であること。 ・ 移住支援金の申請日から5年以上継続して藍住町内で就業する意思を有していること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。 ・ 特に人材確保が困難な分野等へ就業する者。 ※保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光 ・ 家業等へ就業する者。
21	板野町	<p>下記のすべてを満たす者を対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入前に、板野町が設置する移住に関する相談窓口相談を行った記録がある者 ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除き、新規で板野町内で就労している者 ・ 農林水産業に加え、地域に必要な業種、家業等への就業 ・ 板野町へのふるさと納税を10,000円/年×2年以上行った者
22	上板町	<p>農林水産業、商工業、観光・交流、その他地域に必要な業種の振興に係る事業関係者として深く上板町に関わりをもつ者として認められる者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 農林水産業、商工業、観光・交流、その他地域に必要な業種の振興に係る事業関係者として深く上板町に関わりをもつ者であることの根拠となる書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>(イ) 転入後、上板町内で就業し、申請時において連続して3か月以上その就業が継続しており、かつ、3か月以上就業が継続している状況を確認することが可能な書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>(ウ) 上記(イ)の就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。</p> <p>(エ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して上板町内で就業する意思を有していること。</p>
23	つるぎ町	<p>次の【関係人口要件】すべてに該当する者であり、業種については【地域の担い手確保の要件】の何れかに該当する者。</p> <p>【関係人口要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. つるぎのまちの応援隊に登録された者。 2. 就業先がつるぎ町内に所在すること。 3. 就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。 4. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。 5. 当該法人等に、移住支援金の申請の日から5年以上、連続して勤務する意思を有していること。 6. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用・就業であること。 <p>ただし、3.及び4.については、【地域の担い手確保の要件】の(ア)、(イ)に該当する者については、必須要件としない。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>(ア) 農林水産業に就業する者。</p> <p>(イ) 家業等へ就業する者。</p> <p>(ウ) 徳島県が「特に人材確保が困難な分野(保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光)」として挙げている業種に就業した者。</p> <p>(エ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。</p>

令和8年度「関係人口」要件〔市町村別一覧〕

No.	市町村名	関係人口要件 ※詳細は各市町村窓口にご確認ください。
24	東みよし町	<p><関係人口に関する要件> 移住後に就労が決まっており、次に掲げる（ア）、（イ）のいずれかに該当すること。就労に関しては雇用形態を問わないが、下記【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。また、起業した者、就農した者等の個人事業主に関しては、営業、営農の実態を確認し、判断することとする。</p> <p>（ア） 東みよし町が行っている関係人口事業で構築しているネットワーク(SNS等)の登録者で、東みよし町空家等利用希望者登録をしている者</p> <p>（イ） 東みよし町が行っている関係人口事業で構築しているネットワーク(SNS等)の登録者で、吉野川テレワークオフィスの利用をしたことのある者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業に就業する者。 ・ 徳島県が人材確保戦略会議で挙げた特に人材確保が困難な業種（保育、福祉、介護、医療、運輸、地域交通、建設業、観光）に就業する者。 ・ 家業等へ就業する者。